

中主中学校 P T A 会則

第 1 章 名称

第 1 条 本会は、野洲市立中主中学校 P T A と称し事務局を中主中学校内におく。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は、生徒の福祉を増進するため、保護者と教師とが協力して、学校教育の促進とそれに関連する家庭ならびに社会環境の向上に努めるとともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第 3 章 方針

第 3 条 本会は、次の方針で活動する。

- 1 本会は、前条を本旨とする民主的な社会教育団体であって政党や宗教の活動には関係しない。
- 2 本会は、学校問題について討議したり、またその活動を助けるために、意見を具申することがあるが、直接に学校の管理や人事に干渉するものではない。
- 3 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配干渉もうけるものではない。

第 4 章 会員

第 4 条 本会は、次のものを会員とする。

- 1 本校に在籍する生徒の保護者、並びに本校に勤務する職員。
- 2 この会へは自由意志で入会し、また退会できる。
 - (1) この会の入会希望者は、入会届を提出する。
 - (2) この会の退会は下記のとおりとする。
 - イ) 自動退会：子の卒業または勤務校の移動によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって退会とする。（退会届の必要はない。）
 - ロ) 任意退会：転居または自由意志によって退会するものは退会届を提出する。

第 5 条 本会の会費は次のとおりとする。

- 1 所定の会費を、4 月に徴収する。
- 2 年度途中の新会員の会費については、年額を 12 で除して得た金額に、入会した月から年度末までの月数を乗じた金額とする。ただし、その金額に 10 円未満の端数が生じた時は、その端数を切り捨てた金額とする。
- 3 年度途中で退会した会員の、既納会費は、返金しないものとする。

第5章 役員

第6条 本会の役員は、次のとおりとする。

- 1 会 長 1名
- 2 副 会 長 2名
- 3 書 記 1名
- 4 会 計 2名
- 5 常任委員 定足数は、特に定めない

第7条 役員の選出は、次のとおりとする。

- 1 役員は公募による立候補制とし、審議委員会の承認を得て、決定する。
- 2 学校職員より選出する役員は、会長が委嘱する。
- 3 役員の任期は1カ年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前条の役職についてそれぞれ定数を超えた立候補者がある場合は、会員による選挙または立候補者による話し合いを実施する。
- 5 立候補により定数が満たない場合は、役職不在や定員未達のままで本部運営をすることができる。ただしその場合は、当年度役員と次年度役員立候補者がそのことに合意し、なおかつ会員を対象とした投票にて投票者の過半数の賛成を要することとする。

第6章 会計監査委員

第8条 本会の経理を監査するため、2名の会計監査委員を会員中より選考する。選考方法については、前条の第1項によるものとする。ただし、任期は1カ年とする。

第7章 役員の任務

第9条 会長は、本会を代表し、本会の事務を統轄し、機関の議決を執行し、本会の運営に最高の責に任ずる。

第10条 副会長は、会長を補佐し、会長に差支えあるときは代行する。

第11条 書記は、本会の議事について記録を作成する。

第12条 会計は、本会の会計をつかさどり、収支を正確に記録し、年度末に会計監査委員の監査を経た決算を審議委員会に報告する。

第13条 常任委員は、本会の庶務をつかさどる。

第8章 委員会

第14条 委員会には、審議委員会、運営委員会および特別委員会がある。

第 15 条 審議委員会は、本部役員によって構成され、総会につぐ議決機関とし、必要に応じて会長が招集する。

第 16 条 運営委員会は、本部役員によって構成され、本会の業務運営の機関とし、必要に応じて会長が招集する。

第 17 条 特別委員会は、特定の目的を遂行するために審議委員会の承認を経て設けることができる。

第 18 条 すべての会議の議決は、出席者の過半数により成立し、賛否同数の時は議長が決定する。

第 19 条 校長および教頭はすべての会議に出席して意見を述べることができる。

第 9 章 会計

第 20 条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもって支弁する。会費の額を決定するときは、総会の承認をえなければならない。

第 21 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 10 章 総会

第 22 条 総会は、本会の最高議決機関であって、役員の決定、予算、決算、行事計画その他重要事項を審議決定する。

第 23 条 総会の定足数は会員の 5 分の 1 とし、議長はその都度会員中から選出する。

第 24 条 総会の議決には出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数のときは、議長が決定する。

第 25 条 総会は年 1 回以上会長が招集し、日時、場所、議題を前もって会員に連絡する。

第 26 条 会長は、会員の 10 分の 1 以上の要求があったときは、臨時総会を開かなければならない。

第 11 章 会則の改正

第 27 条 本会の会則の改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

附則

1. 本会則は昭和34年4月1日より施行する。
2. 本会則は昭和59年4月1日より施行する。
(第7条、第8条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条の一部改正)
3. 本会則は平成9年4月14日より施行する。
(第7条、第12条、第24条の一部改正)
4. 本会則は平成10年5月2日より施行する。
(第7条、第8条、第12条、第14条、第15条の一部改正)
5. 本会則は平成12年5月6日より施行する。
(第15条、第16条の一部改正)
6. 本会則は平成14年5月1日より施行する。
(第15条の一部改正)
7. 本会則は平成15年2月15日より施行する。
(第2条、第4条、第6条の一部改正)
8. 本会則は平成21年4月1日より施行する。
(第15条の一部改正)
9. 本会則は平成21年4月29日より施行する。
(第7条の一部改正)
10. 本会則は平成26年4月26日より施行する。
(第3条、第7条、第13条、第14条、第16～27条の一部改正)
11. 本会則は令和5年5月13日より施行する。
(第6条の一部改正)
12. 本会則は令和5年10月31日より施行する
(第5章、第8章の一部改正)
13. 本会則は令和5年6月1日より施行する。
(第8章の一部改正)
14. 本会則は令和5年11月1日より施行する。
(第4章、第5章、第7章、第8章、第11章、第13章、第14章、第15章の一部改正)

中主中学校 P T A 慶弔規定

第 1 条 次の各項に該当する時は下記の通りとする。

1. 会員の死亡の時 香儀 5, 0 0 0 円 檜（しきみ）一對又は生花
2. 生徒の死亡の時 香儀 5, 0 0 0 円 檜（しきみ）一對又は生花

第 2 条 下記の場合 そのつど本部役員会を開き適当な方法を講ずる。

1. 会員が不時の災害を受けた時。
2. その他

第 3 条 以上いずれも返礼はしない。

第 4 条 本規定による経理は P T A 会計より支出する。

ただし 特別集金することもある。

第 5 条 この規定の変更は総会出席者の過半数の同意を必要とする。

附則

- 1 本規定は平成 1 0 年 5 月 2 日より施行する。
- 2 本規定は平成 1 2 年 5 月 6 日より施行する。
- 3 本規定は平成 2 6 年 4 月 2 6 日より施行する。
(第 1 条の一部改正)
- 4 本規定は令和 5 年 6 月 1 日より施行する。
(第 2 条、第 3 条の削除)

個人情報取扱規定

第1条（目的）

この個人情報取扱規定は、中主中学校 PTA（以下「本会」という）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

第2条（指針）

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運営管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条（周知）

本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

第4条（利用目的）

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- （1）会費請求、管理等のための連絡
- （2）本会の事業に関する文書等の送付
- （3）本会役員・委員・会員名簿等の作成
- （4）委員選出・本部役員選出等の推薦活動
- （5）交通当番表の作成
- （6）広報紙、ホームページへの掲載

第5条（個人情報の取得）

本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA 役員宛てに書面および電子データで提出された次の事項とする。

- （1）氏名
- （2）電話番号
- （3）その他必要とするもので同意を得た事項

2 前項の規定に関わらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

第6条（同意の取り消し）

会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに当該する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

第7条（管理）

個人情報、本会役員が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

第8条（保管）

個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードを設定するなど適正な状態で保管することとする。

第9条（第三者提供の制限）

本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体または財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（3）公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（4）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第10条（第三者提供に係わる記録の作成等）

個人情報を第三者（第9条1号から第4号の場合及び県、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

（1）第三者の氏名

（2）提供年月日

（3）提供する対象者の氏名

（4）提供する情報の項目

（5）対象者の同意を得ている旨

第11条（第三者提供を受ける際の確認等）

第三者（第9条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

（1）第三者の氏名、住所

（2）第三者が個人情報を取得した経緯

（3）提供を受ける対象者の氏名

（4）提供を受ける情報の項目

（5）対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第12条（秘密保持義務）

本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

第13条（情報開示等）

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第14条（漏えい時等の対応）

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

第15条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第16条（インターネットの利用目的）

会員、生徒及び教員、関係者の個人情報の保護等に努め、PTA活動における情報共有を図るため、電子メールアドレスやアカウント等を適正に収集、管理し、インターネットを有効に活用する。

会員は、以下に掲げるような事項をねらいとしてインターネットを利用することができる。

- （1）PTA活動や会議等の円滑化のため、情報の共有、発信、収集を行う。
- （2）会員が、専用の電子メールアドレスやSNS等を利用して、情報の提供及び収集を行う。
- （3）地域との連携を推進するために、質問や意見等を受け付ける。

第17条（個人情報保護に係るインターネットの禁止事項）

以下の事項を遵守する。

（1）インターネットを利用して会員、生徒及び関係者の個人情報を扱う場合は、管理責任者が必要と認めた場合に限り、その範囲は必要最小限のものとする。また、会員及び生徒が不利益を被ることがないように、必要な対策を講じる。

（2）発信する内容について、言語、表現方法、内容等、人権に関わる表現に考慮しなければならない。インターネットで個人情報を送信する場合、会員、生徒及び関係者の同意を得るものとし、受信した個人情報を編集・加工、再発信してはならない。

（3）非合法的な情報や公序良俗に反する情報等の送受信をしてはならない。

（4）公共のネットワーク、あるいはインターネット等に支障を与えるもの、または支障を与える恐れがある行為をしてはならない。

（5）インターネットを通して商用その他営利活動をしてはならない。

（6）個人・団体を誹謗中傷する内容の情報を送受信してはならない。

（7）有害なコンピュータプログラム等を送受信してはならない。

（8）法令に違反するもの、または違反する恐れがある行為をしてはならない。

（9）会員は、セキュリティを侵害する行為をしてはならない。

（10）学校内のネットワークに接続することはできない。

第18条（改定）

本取扱規定は法令の改正または実務上の不備が生じた場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱規定を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

本取扱規定は、令和5年6月1日より施行する。